

鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）へご意見をお聴かせ下さい

鳴瀬川水系では、平成27年9月の関東・東北豪雨により甚大な被害を受けました。

これを受け、鳴瀬川水系では「関東・東北豪雨が再び起こっても浸水被害を発生させない」事を目標に堤防等の整備を進めています。

今回、河川整備の一環として整備を進めている、吉田川上流遊水地群の諸元決定に伴い、大臣(国)管理区間を延伸することなどから「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するものです。

この「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するに当たり、地域の皆様のご意見を募集するとともに、「意見を聴く会」を開催します。

1. 意見の募集対象

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】【知事管理区間】（変更素案）」

2. 整備計画変更のポイント

- ①吉田川上流遊水地群の施設諸元及び位置決定に伴う変更
- ②全国で頻発する豪雨災害を踏まえた防災・減災の取り組みを追加

3. 資料の閲覧及び意見の募集期間

令和元年 7月23日(火) ～ 令和元年 8月22日(木)

4. 鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）の閲覧及び意見の募集方法

①河川整備計画（変更素案）の閲覧方法

各閲覧場所又はホームページにおいて、鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）を公表します。

②意見募集方法

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、ホームページ、メール、FAXで意見の募集を行います。

※意見募集の詳細については別紙をご覧ください。

5. 意見を聴く会の開催

令和元年 8月 7日(水) 18時開始

大和町役場101会議室 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1-1-1

※意見の発言時間は、全体で1時間程度としています。

<発表記者会> 石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

大臣管理区間に関する事項 【国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所】

技術副所長 とやま ひさのり 外山 久典 (内205)

調査課長 さいとう まさひろ 齊藤 勝博 (内351)

電 話：0225-95-0194 (代表)

知事管理区間に関する事項 【宮城県 土木部 河川課】

企画調査班 技術補佐(班長) おの でら まさき 小野寺 正樹

電 話：022-211-3173 (企画調査班直通)

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】【知事管理区間】（変更素案）」
に対する意見募集について

令和元年7月18日

鳴瀬川水系では、平成27年9月の関東・東北豪雨により甚大な被害を受けました。
これを受け、鳴瀬川水系では「関東・東北豪雨が再び起こっても浸水被害を発生させない」
事を目標に堤防等の整備を進めています。

今回、河川整備の一環として整備を進めている、吉田川上流遊水地群の諸元決定に伴い、大
臣（国）管理区間を延伸することなどから「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するものです。

この「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するに当たり、地域の皆様のご意見を募集するとと
もに、「意見を聴く会」を開催します。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】【知事管理区間】（変更素案）」

2. 意見募集期間

令和元年7月23日（火）～ 令和元年8月22日（木）

（※郵送の場合は当日消印有効）

3. 意見提出方法

ご意見は別添「意見書」にご記入いただくか、下記①から⑥をご記入いただいたもの
を意見箱への投函、郵送、ホームページ、メール、FAXのいずれかの方法で次項4.
までご提出ください。

- ① 氏名（企業、団体としての意見提出の場合は企業・団体名、代表者名並びに担当
部署名及び担当者名）
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 川との関わり（例：散歩、釣りなど）
- ⑤ お住まいの市町村
- ⑥ 意見

「鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）」及び「鳴瀬川水系河川整
備計画【知事管理区間】（変更素案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見を
ご記入ください。

4. 提出先

○ 意見箱への投函の場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をご記入の上、閲覧場所に設置してある意見箱に投函してください。なお、閲覧場所には意見記入用紙を備え付けております。

○ 郵送の場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をご記入の上、下記宛先に郵送してください。

《郵送先》

(大臣管理区間へのご意見)

〒986-0861 宮城県石巻蛇田字新下沼 80 「北上川下流河川事務所 調査課」 宛

(知事管理区間へのご意見)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1 「宮城県土木部河川課企画調査班」 宛

○ ホームページの場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」を下記 URL のフォームに入力の上、送信してください。

《ホームページアドレス》

・北上川下流河川事務所

http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome_mail.html

・宮城県土木部河川課

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/seibikeikaku-r1.html>

※「ホームページ」については、現在入力フォームの準備を行っておりますので、準備が完了次第ホームページでお知らせします。

○ メールの場合

「3. 意見提出方法の①～⑥」をメールに入力の上、下記メールアドレス宛送信してください。

《メールアドレス》

(大臣管理区間へのご意見)

thr-742chosa01@mlit.go.jp

(知事管理区間へのご意見)

kasen-ki@pref.miyagi.jp

○ F A X の場合

「3. 提出方法の①～⑥」をご記入の上、下記 F A X 番号まで送信してください。

《F A X 番号》

(大臣管理区間へのご意見)

0225-95-9857 「河川整備計画担当」 宛

(知事管理区間へのご意見)

022-211-3197 「河川課企画調査班」 宛

5. 注意事項

- ① 日本語でご記入ください。
- ② 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ③ ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ④ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記3. 意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑤ いただいたご意見は、①氏名、②年齢、③性別、④川との関わりを除いて公表する場合があります。
- ⑥ 氏名等の個人情報河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。

6. 資料の入手方法等

① ホームページからの資料入手

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所及び宮城県のホームページをご覧ください。

- ・北上川下流河川事務所

http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome_mail.html

- ・宮城県土木部河川課

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/seibikeikaku-r1.html>

② 資料の閲覧場所及び意見箱設置の場所

「鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）に関する資料」は、7月23日（火）から、下記箇所の閲覧場所に設置しております。

（資料閲覧時間：土日祝日を除く 9:00～17:00）

名称	電話番号	住所
国土交通省 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	石巻市蛇田字新下沼 80
国土交通省 大崎出張所	0229-22-0336	大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田 154-3
国土交通省 鳴瀬出張所	022-354-3101	宮城郡松島町高城字水溜下 1-1
国土交通省 鹿島台出張所	0229-56-2617	大崎市鹿島台木間塚字小谷地 496-1
国土交通省 涌谷出張所	0229-43-3218	遠田郡涌谷町字桑木荒 156-1
国土交通省 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811	大崎市古川旭 3-8-18
宮城県 土木部河川課	022-211-3173	仙台市青葉区本町 3-8-1
宮城県 仙台土木事務所	022-297-4154	仙台市宮城野区幸町 4-1-2
宮城県 北部土木事務所	0229-91-0736	大崎市古川旭 4-1-1

宮城県 東部土木事務所	0225-98-3360	石巻市あゆみ野 5-7
宮城県 大崎地方ダム総合事務所	0229-63-2845	加美郡加美町城生字前田 20
東松島市役所	0225-82-1111	東松島市矢本字上河戸 36-1
大崎市役所	0229-23-8069	大崎市古川七日町 1-1
松島町役場	022-354-5709	松島町高城字帰命院下 19-1
大和町役場	022-345-7502	黒川郡大和町吉岡字まほろば 1-1-1
大郷町役場	022-359-5508	黒川郡大郷町粕川字西長崎 5-8
富谷市役所	022-358-0525	宮城県富谷市富谷坂松田 30
大衡村役場	022-345-5111	黒川郡大衡村大衡字平林 62
加美町役場	0229-63-3111	加美郡加美町字西田三番 5
涌谷町役場	0229-43-2129	宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153-2
美里町役場	0229-33-2143	遠田郡美里町北浦字駒米 13

7. 意見募集等に関する問い合わせ先

受付時間：土日祝日を除く 9:00～17:00

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼 8 0

TEL 0225-94-0194 (代表)

宮城県 土木部 河川課 企画調査班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

TEL 022-211-3173

大臣管理区間

F A X 北上川下流河川事務所 調査課
0 2 2 5 - 9 4 - 9 8 5 7

鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更素案）に関する

意見書

令和元年 月 日

東北地方整備局北上川下流河川事務所 調査課 宛

フリガナ

①お名前

②年齢

歳

③性別

男

・ 女

④川との関わりがありましたらお書きください
(例：散歩、釣りなど)

~~~~~ここから下は公表します~~~~~

⑤お住まいの市町村（例：大和町）

⑥意見

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出してください。  
※いただいたご意見は、氏名・年齢・性別・川との関わりを除いて公表する場合があります。  
※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。  
※氏名等の個人情報は河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。

# 知事管理区間

F A X 宮城県土木部 河川課  
0 2 2 - 2 1 1 - 3 1 9 7

鳴瀬川水系河川整備計画【知事管理区間】（変更素案）に関する

## 意見書

令和元年 月 日

宮城県土木部 河川課 宛

フリガナ

①お名前

②年齢

歳

③性別

男

・ 女

④川との関わりがありましたらお書きください  
(例：散歩、釣りなど)

~~~~~ここから下は公表します~~~~~

⑤お住まいの市町村（例：大和町）

⑥意見

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出してください。
※いただいたご意見は、氏名・年齢・性別・川との関わりを除いて公表する場合があります。
※ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
※氏名等の個人情報は河川整備計画変更以外の目的に使用することはありません。

(参考) 鳴瀬川水系河川整備計画の変更について

POINT① 吉田川上流遊水地群の施設諸元及び位置決定に伴う変更

(1) 善川の大臣(国)管理区間の延伸による記載の変更・追記を行います。

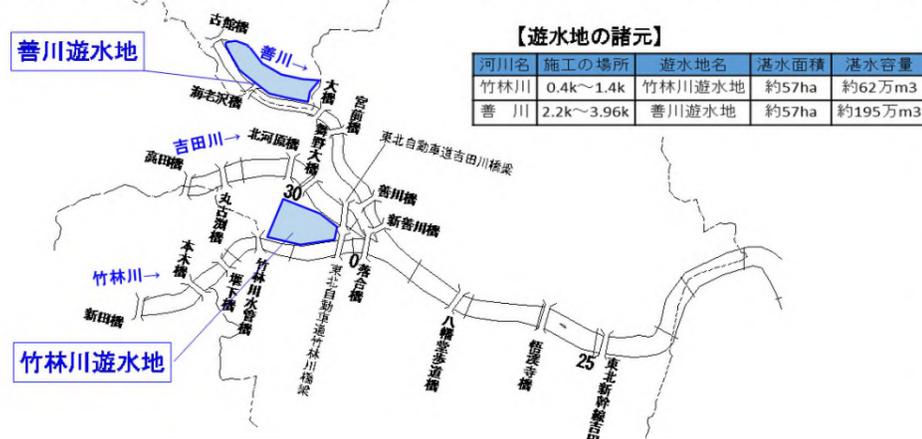
遊水地と河川を一体的に管理する必要があるため、遊水地上流端まで善川の大臣(国)管理区間を延伸します。

- ・大臣(国)管理延伸区間: 吉田川合流点0.8kから3.96k(古館橋下流)まで約3.2k延伸します。
- ・善川における目標流量を安全に流下させるため、堤防整備・河道掘削を実施します。



(2) 善川遊水地と竹林川遊水地の位置及び諸元の記載を変更・追記します。

・現整備計画に位置づけられている吉田川遊水地群について、位置の詳細及び諸元を変更・追記します。



【吉田川上流遊水地群整備箇所 位置図】

(3) 善川の大臣(国)管理区間が延伸した分、知事(県)管理区間が短くなります。

・上記(1),(2)に伴い、善川の知事(県)管理区間を短縮するとともに、吉田川遊水地群は国の整備となるため、県の整備計画から除きます。

POINT② 全国で頻発する豪雨災害を踏まえた防災・減災の取り組みを追加

近年、時間雨量50mmを超える短時間豪雨や総雨量が数100mmから1,000mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で甚大な水害が多発しています。地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後も短時間豪雨の発生頻度や降水量の増大が予想されており、施設の能力を上回る事象が発生する中で、住民の「水災害の知識・認識を高め、主体的な行動に結びつけるためのソフト対策」と、「避難の支援や、被害を未然に防ぐハード対策」が一体となった、人命を守る取組が必要となっています。これらに対する取組について、河川整備計画に追加します。

(1) 近年の取組事例

鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会

鳴瀬川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する地方公共団体や宮城県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ、計画的に推進するため設立されました。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

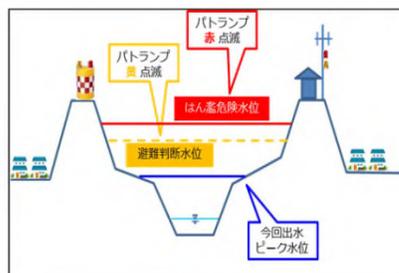
- ① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組
- ② 災害発生時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組
- ③ 一日も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化等の取組



【鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会の開催状況】

簡易アラートの設置

平成27年9月関東・東北豪雨や過去の洪水で浸水被害のあった地区など10箇所において、水位が一定の高さまで上昇した際、点灯により周囲の住民等の避難を促すことを目的に設置しました。



【簡易アラート設置イメージ図】



【住民説明の様子】

危機管理型水位計の設置

近年の出水による被害状況を受け、円滑かつ迅速な住民の避難に資する水位情報の提供のため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計を設置しました。

住居区周辺の水位情報をリアルタイムに発信することにより、迅速な避難行動の促進を図ります。



【川の防災情報 トップページ】



川の防災情報トップページの、「川の水位情報」より、危機管理型水位計の水位を確認いただけます。